

令和 8 年度第 1 回上越市人にやさしいまちづくり推進会議 次第

日時：令和 8 年 6 月 3 日（水）午後 2 時～

会場：上越市市民プラザ 第 2 会議室

1 開会

2 挨拶

3 議題

(1) 第 6 次人にやさしいまちづくり推進計画方針（案）について

…資料No.1-1

…資料No.1-2

…資料No.1-3

(2) 第 6 次人にやさしいまちづくり推進計画の策定に向けた各分野における課題について

…資料No.2

4 閉会

1. 計画の目的（変更なし）

- ・障害のある人や高齢者をはじめとするすべての市民が安全かつ快適に生活できるよう、あらゆる障壁のない社会をつくる。

2. 計画期間

令和9年度～令和13年度（5か年）

3. 次期計画のポイント

(1) 基本方針と計画体系を整理

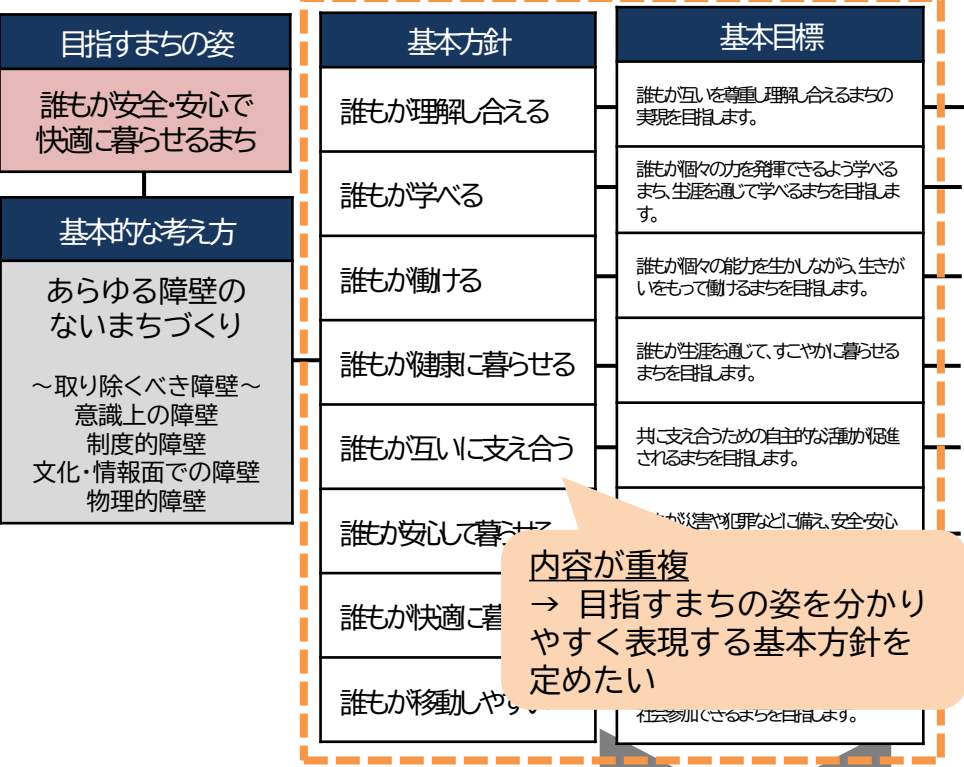
→条例の目的等を踏まえ、基本方針として「社会参加」「支え合い」「安全かつ快適な生活」の3つの柱を定め、計画の体系を整理する。

(2) 外国人市民との共生に向けた取組を追加

→引き続き外国人市民の増加が見込まれる中で、ニーズや困りごとなど現状を把握しながら、外国人市民との共生に向けた取組を追加する。

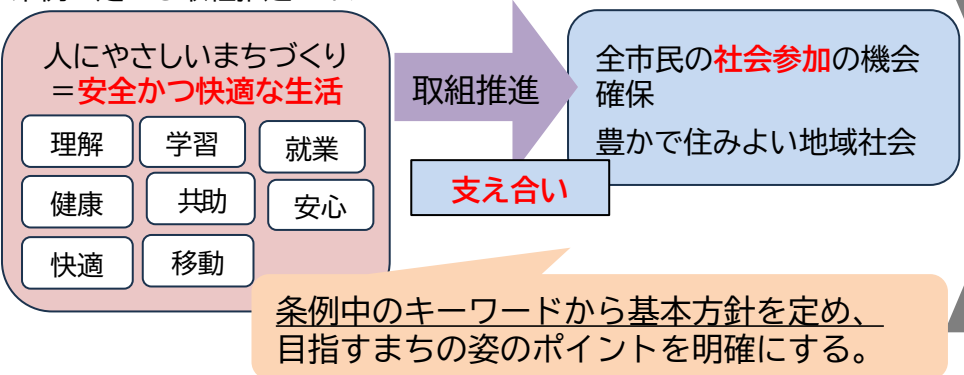
第6次計画策定のポイント(1)基本方針と計画体系を整理

(1) 計画の体系（変更前：第5次計画）

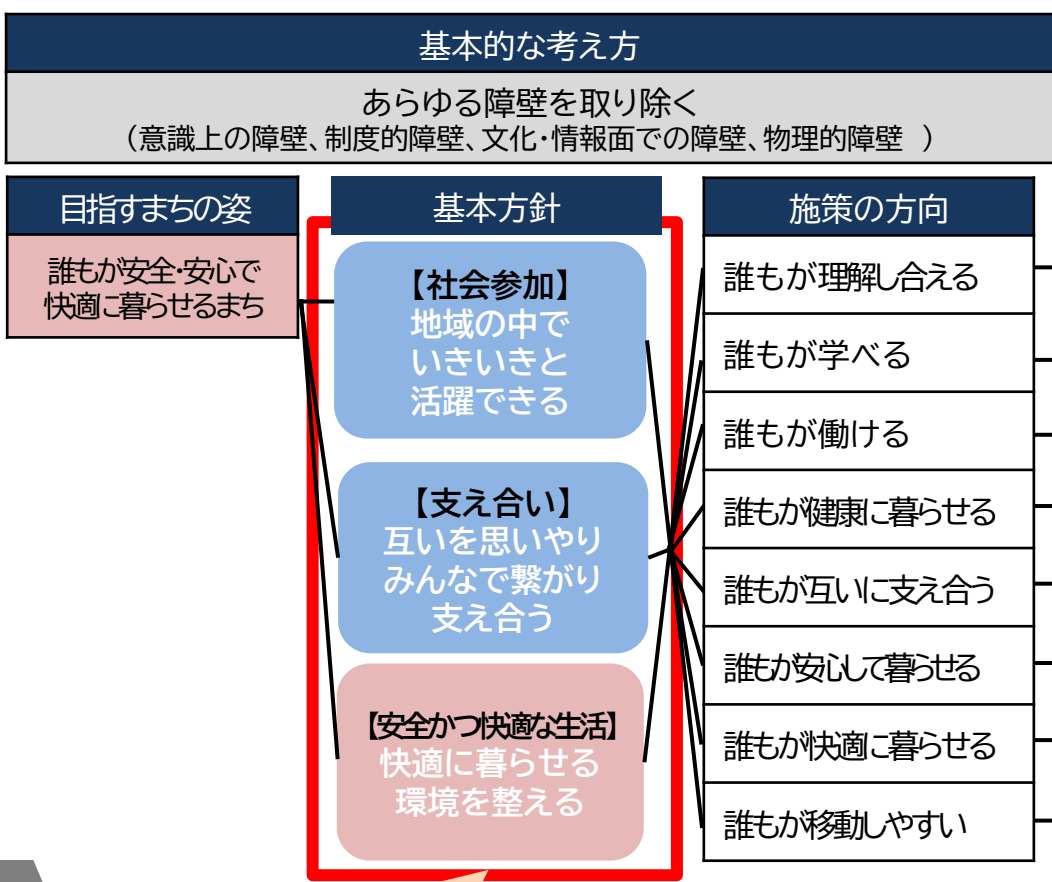


(2) 見直しの考え方

条例で定める取組推進のイメージ



(3) 計画の体系（変更後：第6次計画）



基本方針として「社会参加」「支え合い」「安全かつ快適な生活」の3つの柱を定め、
計画の体系を整理

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
市議会 予定			6月 会議			9月 会議			12月 会議			3月 会議		
各種協議	4/24-5/8 関係課照会 5/11~14 市長協議（方向性） ○関係課照会 ○市長協議（計画案） ○所管事務調査 ○パブリックコメント ○市長協議（策定決裁）													
人にやさ しいまち づくり 推進会議	6/3 第1回会議 ・方向性 ・課題整理 ○第2回会議 計画案への意見 ・施策の方向性 ・搭載事業 令和8年度進捗管理 ○第3回会議 意見反映後の計画案 令和9年度実施計画													
策定業務	○方針案策定 ・方向性 ・課題整理 ○計画の趣旨 及び背景案		○計画案策定 ・整理した課題を踏まえて内容整理 ・搭載事業の整理							○意見反映		○印刷		○施行

第1章 計画策定の趣旨と背景

I 計画の趣旨

当市では、人にやさしいまちの姿を「誰もが安全・安心で快適に暮らせるまち」として掲げ、すべての人が個人として尊重され、自らの意思に基づき自由に行動し、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保された社会の実現を目指しています。

本計画は、このまちの姿の実現に向け、人にやさしいまちづくりの推進に必要な基本方針や施策の方向を総合的・体系的に示すとともに、平成11年に制定した「上越市人にやさしいまちづくり条例」に基づき、「ユニバーサルデザイン」や「心のバリアフリー」を推進する視点も取り入れながら、人にやさしいまちづくりに関する施策を総合的に推進するため、策定するものです。

これからも、「上越市人にやさしいまちづくり条例」の基本理念である、人としての尊厳を保ちながら、自らの意思で行動し、地域で安心して暮らせるまちをつくるために、性別や年齢、障害の有無、国籍や個人の能力、容姿の違いなどに関わらず、誰もがともに支え合い、助け合いながら、意識上の障壁を含むあらゆる障壁のないまちづくりに取り組むという考えの下、人にやさしいまちづくりを一層推進していきます。

※バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もとも住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。（障害者基本計画 平成14年12月閣議決定）

※心のバリアフリー

様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。（ユニバーサルデザイン2020行動計画（平成29年2月ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定））

※ユニバーサルデザイン

バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。（障害者基本計画 平成14年12月閣議決定）

2 計画の背景

(1)世界の動き

昭和26（1951）年、北欧のデンマークにおいて社会福祉をめぐる社会理念の一つである「ノーマライゼーション」※の考え方が生まれ、昭和56（1981）年に国連総会が「国際障害者年」を制定したことをきっかけにノーマライゼーションの認識が広まるようになりました。一方、昭和47（1972）年に国連の臨時機関連絡会議において、障害者の社会参加を阻害する物理的・社会的な障壁（バリア）を除外（フリー）するための行動が必要との提案を受け、バリアフリーデザインに関する専門家会議（国連障害者生活環境専門家会議）において、「バリアフリーデザイン」が報告され、バリアフリーという考え方が広がっていきました。

※ノーマライゼーション

知的障害児の生活環境等の改善運動を発端に考えられた理念。障害のある人や高齢者がほかの人々と等しく生活できる社会・福祉環境の整備、実現を目指す考え方。

(2)国の動き

昭和45（1970）年に障害者基本法が施行され、昭和61（1986）年には、将来の「高齢化社会」を見据えた「長寿社会対策大綱」、平成元（1989）年には「高齢者保健福祉推進10カ年戦略（ゴールドプラン）」が策定されるなど、バリアフリーという考え方が、ノーマライゼーションを実現するための手段であると同時に、障害のある人のみならず、高齢者などにも当てはまるものとして認識され始めました。

平成6（1994）年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」、平成12（2000）年に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」が制定され、まちのバリアフリー化が進められてきました。

平成17（2005）年に、社会資本整備、公共交通分野におけるユニバーサルデザインの考え方を踏まえた施策展開について「ユニバーサルデザイン政策大綱」が策定されたことを受け、平成18（2006）年には「ハートビル法」と「交通バリアフリー法」を統合・拡充し、駅を中心とした地区や、高齢者、障害のある人などが利用する施設が集まった地区において、重点的かつ一体的に整備を推進することを定めた「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」が施行されました。

(案)

2020 年東京オリンピック、パラリンピック競技大会を契機に共生社会の実現に向けた機運の醸成が高まり、平成 29（2017）年に「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」が決定され、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「心のバリアフリー」の考え方が示されると、平成 30（2018）年には、ユニバーサル社会というビジョンを示し、その実現に向けた施策を進める責務を自治体に求めた「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（ユニバーサル社会実現推進法）」が制定されました。これにより、あらゆる人の社会参画を実現し、誰もが尊重される社会を目指すことが明確になりました。

ユニバーサル社会とは

障害の有無、年齢等にかかわらず、国民一人一人が、社会の対等な構成員として、その尊厳が重んぜられるとともに、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその能力を十分に発揮し、もって国民一人一人が相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する社会

また、心のバリアフリーやユニバーサルデザインの街づくり等の共生社会の実現に向けた施策を推進するため、平成 30（2018）年、令和 2（2020）年に、バリアフリー法が改正されました。

令和 4（2022）年には「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」が定められ、障害のある人に対する情報面でのバリアを解消する施策の実施が自治体の責務とされました。さらに、令和 6（2024）年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（障害者差別解消法）」が定められ、これまでの地方自治体にのみ課されていた障害者に対する合理的配慮の提供義務が、事業者に対しても課せられることになりました。

合理的配慮の提供とは

個々の場面で障害のある人から「社会的なバリアを取り除いてほしい」という意思が示された場合に、その実施に伴う負担が過重でない範囲で、バリアを取り除くために必要かつ合理的な対応をすること。

また、在留外国人の増加を受けて、令和 2（2020）年には総務省の「地域における多文化共生推進プラン」が改訂され、外国人住民と地域住民が繋がり、助け合いながら地域活性化に取り組んでいく多文化共生施策の方向性が示されたところである。

その後、令和 8（2026）年には「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」が取りまとめられ、平成 30 年から毎年充実を図りながら改訂してきた「外国人の受入れ・共生のための総合的対応策」に基づく多文化共生の推進に向けた取組に、日本の法律やルールの遵守に向けた取組が加えられることとなりました。

(3)本県の動き

新潟県では、平成3(1991)年に「新潟県における福祉のまちづくり整備指針」を策定し、施設整備のための技術的標準を定め、県民の理解と協力を求めました。平成8(1996)年には「新潟県福祉のまちづくり条例」が制定され、県・市町村・事業者・県民の責務を明確化し、県民総参加による福祉のまちづくりの推進を図ることや、福祉のまちづくりに対する県民の理解の促進を図ることなど施策の基本方針が定められました。また、整備基準として、不特定多数の人が利用する建築物、官公庁庁舎、道路、公園など公共施設においては、高齢者や障害のある人などが安全かつ快適に利用できるための基準に適合した整備を行うこと、一定の規模の公共的施設の新設等に当たっては事前協議を要することなどの規定が設けられました。

平成16(2004)年には、県・市町村・事業者・県民が連携して、ユニバーサルデザインを取り入れていく際の基本的な考え方や方向性などを示した「新潟県ユニバーサルデザイン推進基本指針」が策定され、平成24(2012)年には、ショッピングセンターなどの障害者等用駐車スペースにおいて障害のある方、高齢者、妊産婦の方等で、歩行が困難な方の適正な利用を確保することを狙いとした「新潟県おもいやり駐車場制度」を開始しました。

令和7(2025)年には「新潟県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」が制定され、障害を理由として不当な扱いを受けた場合などの相談窓口や事業者に対する勧告を行う制度が整えられました。また、同年の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の改正を受けて、令和8(2026)年に新潟県福祉のまちづくり条例施行規則が改正されました。

(4)当市の動き

上越市では、全ての人がお互いに支え合い助け合いながら、あらゆる障壁のないまちづくりに取り組むため、県条例とは別に、平成11年3月に「上越市人にやさしいまちづくり条例」を制定しました。

この「上越市人にやさしいまちづくり条例」第7条に基づき、人にやさしいまちづくりを総合的に推進するため、平成13年に策定した第一次計画となる「人にやさしいまちづくり推進計画」に始まり、平成19年には「公共建築物ユニバーサルデザイン指針」を策定し、以降、市施設の新築、改修時には「バリアフリー」から一歩進めた「ユニバーサルデザイン」の視点を取り入れ、ハード面においても、ソフト面においても、全ての人にやさしいまちづくりに取り組んできました。

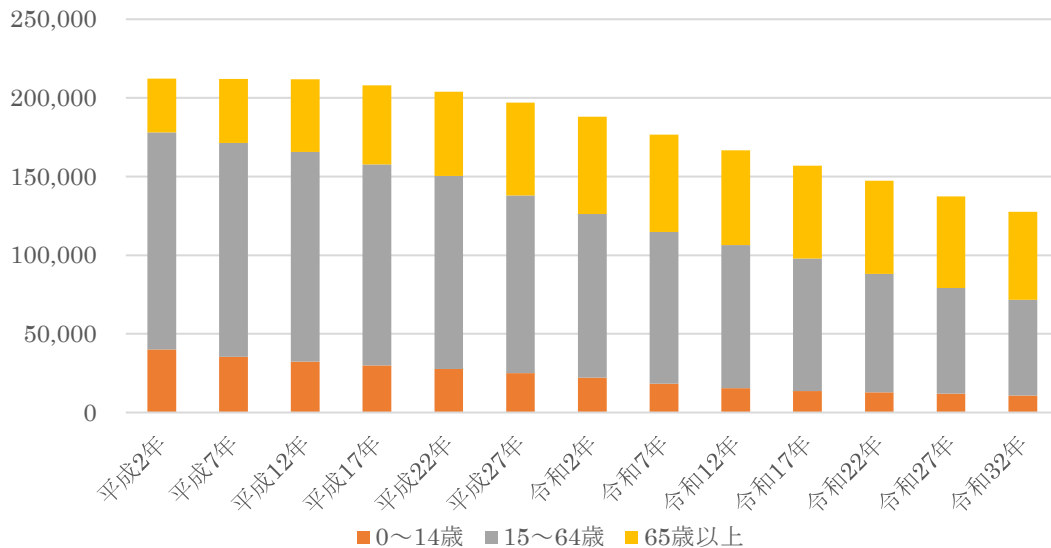
令和5(2023)年に策定した「上越市第7次総合計画」でも、その基本目標の一つに「誰もが活躍できるまち」を掲げ、ユニバーサルデザインや心のバリアフリーの推進に継続して取り組んでいます。

(案)

(5)当市の現状 (令和8年9月に公表される令和7年国勢調査結果を後日反映)

①人口及び高齢化率

年齢3区分別人口(0～14歳、15～64歳、65歳以上)



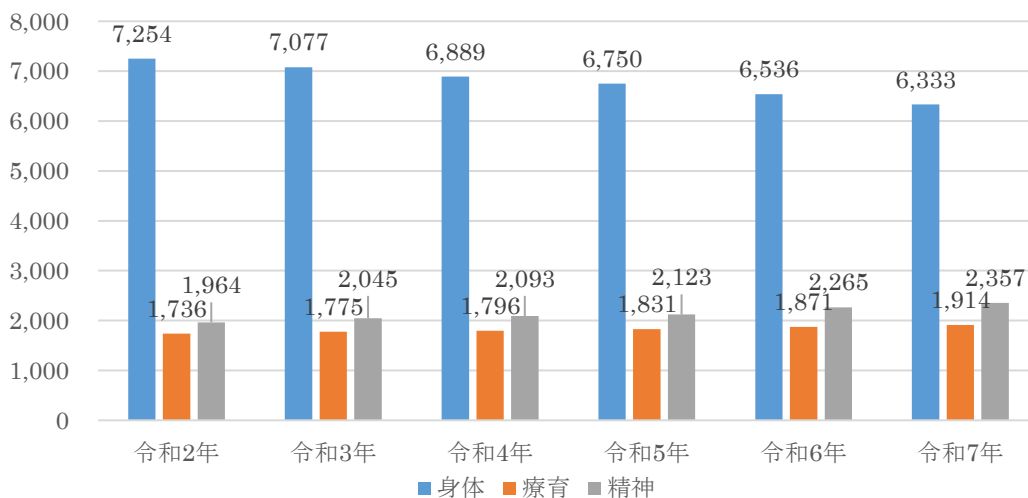
出典：国勢調査、令和12年以降は国立社会保障・人口問題研究所による推計値

上越市の人口は、近年減少の一途をたどり、令和7年10月1日時点で●人となり、65歳以上の割合は●%まで増加しています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると令和32年には127,657人まで減少する見込みとなっています。令和7年以降、65歳以上の高齢者人口は大きく増加しないものの、15歳から64歳までの労働力人口が2025年から2050年までの間に●%減少、14歳以下が●%減少することで、人口に占める高齢者の割合は大きく増加する見込みです(●%→43.9%)。

②障害のある人

障害者手帳所持者数の状況(各年4月1日時点)



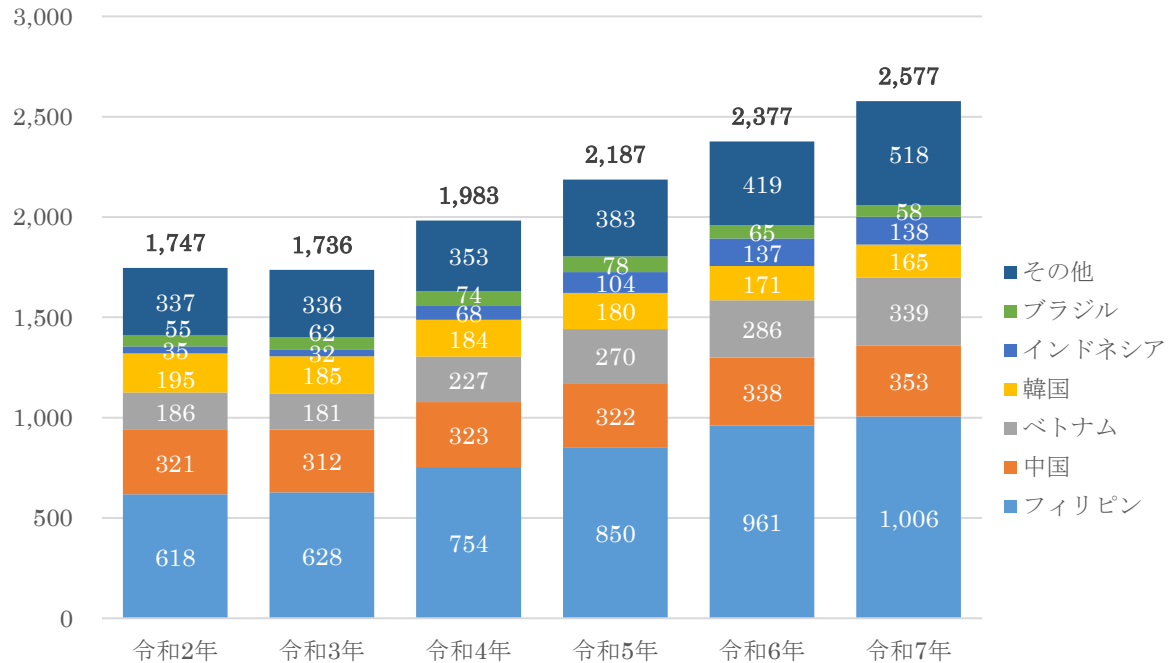
出典：上越市統計要覧

(案)

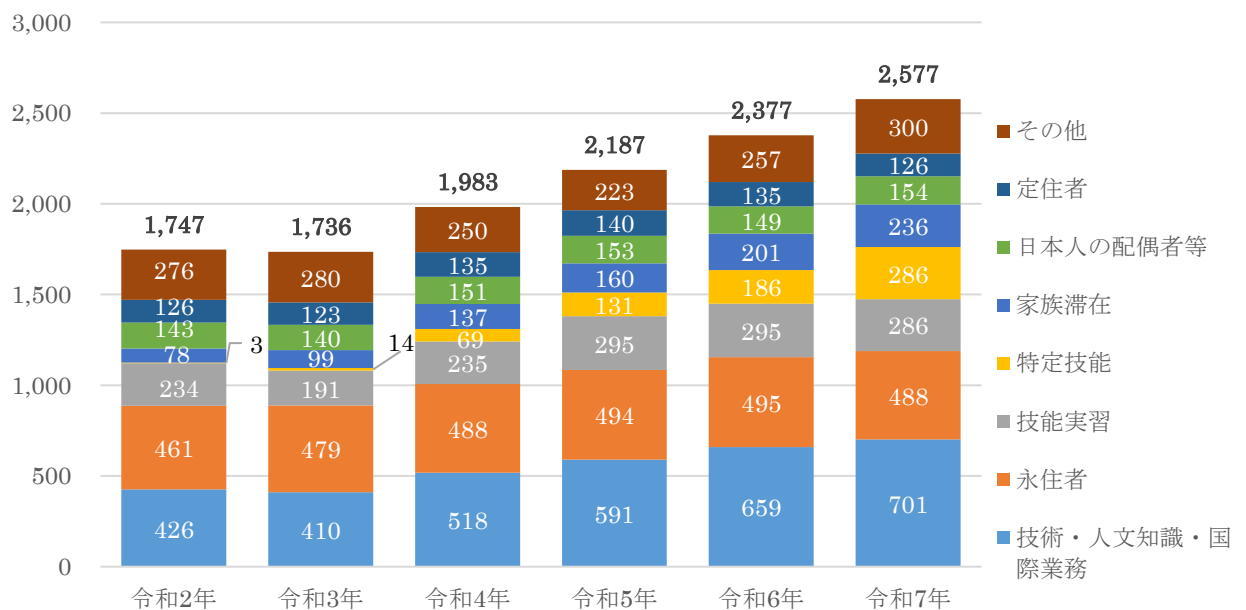
障害者手帳の所持者の総数は近年減少傾向にあり、令和2年から令和7年の5年間で3.3%程度（R2:10,954人→R7:10,604人）減少しています。一方で、同期間に人口が6.1%程度減少していることを鑑みると、相対的には障害のある人は増加しています。また、障害者手帳の種別としては精神障害者保健福祉手帳所持者の増加が顕著で、20%程度増加しています。

③外国人市民

国籍別外国人市民数（各年12月末日時点）



在留資格別外国人市民数（各年12月末日時点）



出典：住民基本台帳を基に多文化共生課で集計

外国人市民の数は近年急速に増加しており、令和2年から令和7年の5年間で47.5%程度（830人）増加しています。国籍別ではフィリピン、中国、ベトナムが多く、特にフィリピンだけで外国人市民の39.0%を占めています。国籍別の増加率としては、フィリピン、ベトナム、インドネシアの増加が顕著です。また、在留資格別では、技術・人文知識・国際業務や特定技能等の就労系資格の増加が顕著であり、これに帯同する家族も増えてきています。

第2章 推進計画の概要

I 計画の目的

本計画は、高齢者、障害者等をはじめとするすべての市民が安全かつ快適に生活するために必要なあらゆる障壁を取り除く取組（人にやさしいまちづくり）を、市、事業者及び市民が一体となって、みんなで支え合いながら、推進することにより、すべての市民に社会参画の機会が確保された、豊かで暮らしやすい地域社会を形成することを目的としています。

こうした目的を明確にするため、第6次計画においては、「社会参画」、「支え合い」、「安心で快適な生活」という3つの柱を定め、目指す地域社会の実現に向けて、それぞれの観点を踏まえながら各種施策を総合的に推進していきます。

あらゆる障壁とは

市では、人にやさしいまちづくりを進める上での障壁について、その性質に応じて4つに区分して捉えています。

1 意識上の障壁

自分とは無関係・自分とは違う人という思いやその人の実情を知らずに誤解し偏見を生むなど、無関心と無知による偏見や差別、かわいそうだから・自分より弱い人だからという憐れみと同情の意識は、時に、心ない言葉や人間としての尊厳を傷つける行為に姿を変えます。このような「心の壁」は、たとえ無意識であっても、高齢者や障害のある人、外国人等が社会参加をしようとするときの障壁となります。

2 制度的障壁

障害があることを理由に資格・免許等を取得できない、点字や外国語などによる試験の対応ができないために入学・就職等ができない、性別により給与・昇進に格差があるなど、制度の不備や古くからの慣行などは「全ての人の参加」を阻む障壁です。

3 文化・情報面での障壁

高齢者や障害のある人、子ども、外国人など、情報入手の手段が限られてしまう人たちにとって、文化、情報面での配慮が十分でないと、社会生活を送る上で大きな障壁となります。例えば、音声案内、点字、手話通訳、字幕放送、多言語表記、分かりやすい絵文字やサイン表示がないことや、日本の習慣や日本語を学ぶ機会がないことなどが障壁として考えられます。

4 物理的障壁

歩道の段差、路上の放置自転車、乗降口に段差があるバスや電車、ホテルやスーパーマーケットなどの出入口の段差、狭く設備が整っていないトイレなど、これらは、車いすの利用者や身体機能の低下した高齢者のみならず、妊産婦やベビーカーを使用している人などにとっても、移動する際の大きな障壁となります。

※高齢者や障害のある人等（高齢者障害者等）

高齢者、障害者、子ども、妊産婦その他の者で、日常生活及び社会生活を営む上で何らかの配慮を必要とする人。ただし、外見ではわからない障害のある人等も含む。

2 計画の基本方針

この推進計画では、「上越市人にやさしいまちづくり推進会議」の意見を踏まえて、施策を進める上での方向性として次の3つの柱（基本方針）と8つの施策の方向性を設定します。

○3つの柱（基本方針）

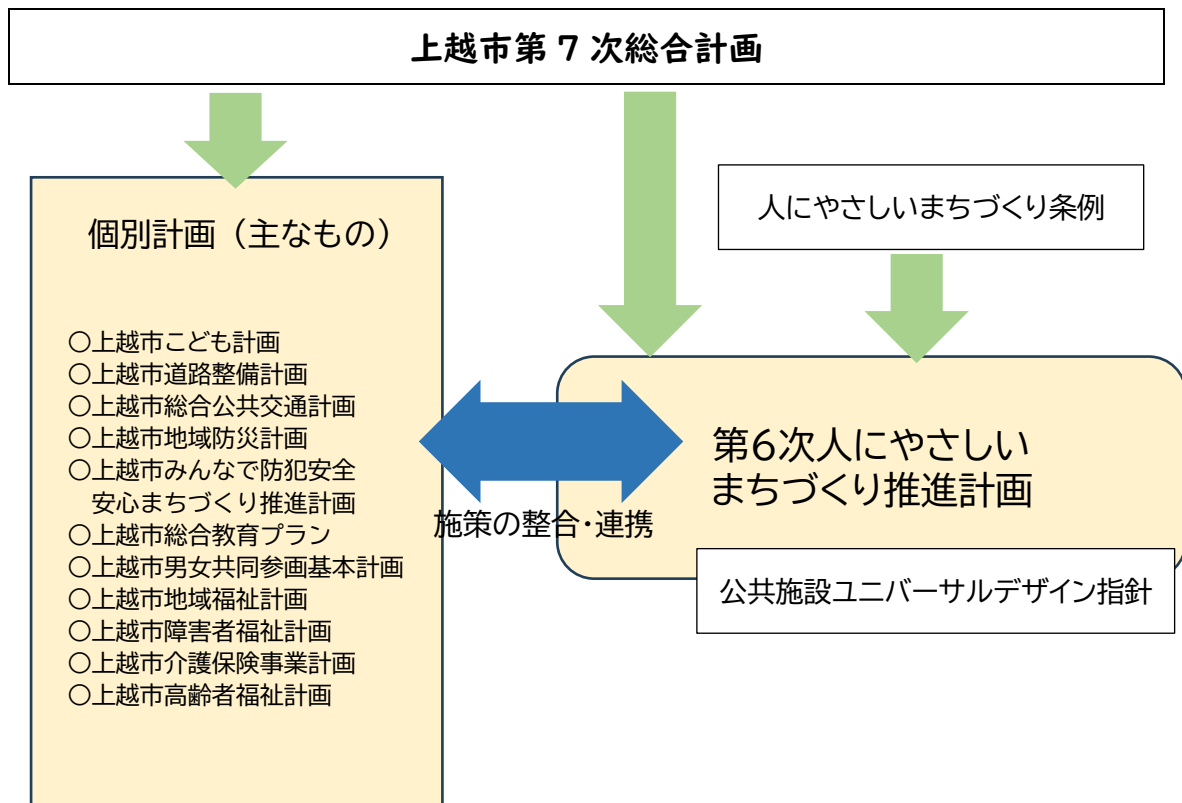
【社会参加】 地域の中でいきいきと 活躍できる	【支え合い】 互いを思いやり、みんな で繋がり、支え合う	【安全で快適な生活】 快適に暮らせる環境を整 える
-------------------------------	------------------------------------	---------------------------------

○8つの施策の方向性

1 誰もが理解し合える まちづくり	人にやさしいまちづくりに関する広報活動の充実、教育及び 学習の振興に必要な施策の推進（第8条 広報活動の充実等）
2 誰もが学べる まちづくり	学習機会の確保のために必要な施策の推進 （第9条 教育環境の整備）
3 誰もが働ける まちづくり	就業機会の確保、職場環境の整備に必要な施策の推進 （第10条 就業の機会の確保等）
4 誰もが健康に暮らせる まちづくり	保健・医療・福祉に関するサービスの効果的な提供に必要な 施策の推進（第11条 保健・医療・福祉に関するサービスの 効果的な提供）
5 誰もが互いに支え合う まちづくり	事業者及び市民、市民活動団体によるボランティア活動に必 要な施策の推進（第12条 ボランティア活動の促進）
6 誰もが安心して暮らせる まちづくり	防災、除雪等における情報提供、避難施設等の確保等に必要な 施策の推進（第13条 防災上の配慮等）
7 誰もが快適に暮らせる まちづくり	市や事業者による安全かつ快適な利用のための施設や住宅の 整備（第16条、第17条、第18条 市の施設・事業者の 施設・住宅の整備等）
8 誰もが移動しやすい まちづくり	公共車両等における安全かつ快適な利用のための施策の推進 （第19条 公共車両等の整備等）

3 計画の位置付け

この推進計画は、「上越市人にやさしいまちづくり条例」第7条の規定に基づき策定するもので、あわせて、市の最上位計画である「上越市第7次総合計画」の将来都市像である「暮らしやすく、希望あふれるまち 上越」の実現に向け、本計画に関する市の各種個別計画との整合・連携を図りながら、人にやさしいまちづくりを進めていくものです。



4 計画の期間

この推進計画の期間は、令和9(2027)年度から令和13(2031)年度までの5年間とします。

第6次計画案

第5次計画

第1章 計画策定の趣旨と背景

1 計画の趣旨

当市では、人にやさしいまちの姿を「誰もが安全・安心で快適に暮らせるまち」として掲げ、すべての人が個人として尊重され、自らの意思に基づき自由に行動し、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保された社会の実現を目指しています。

本計画は、このまちの姿の実現に向け、人にやさしいまちづくりの推進に必要な基本方針や施策の方向を総合的・体系的に示すとともに、平成11年に制定した「上越市人にやさしいまちづくり条例」に基づき、「ユニバーサルデザイン」や「心のバリアフリー」を推進する視点も取り入れながら、人にやさしいまちづくりに関する施策を総合的に推進するため、策定するものです。

これからも、「上越市人にやさしいまちづくり条例」の基本理念である、人としての尊厳を保ちながら、自らの意思で行動し、地域で安心して暮らせるまちをつくるために、性別や年齢、障害の有無、国籍や個人の能力、容姿の違いなどに関わらず、誰もがともに支え合い、助け合いながら、意識上の障壁を含むあらゆる障壁のないまちづくりに取り組むという考えの下、人にやさしいまちづくりを一層推進していきます。

※バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。（障害者基本計画 平成14年12月閣議決定）

※心のバリアフリー

様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。（ユニバーサルデザイン2020行動計画（平成29年2月ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定））

※ユニバーサルデザイン

バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。（障害者基本計画 平成14年12月閣議決定）

第1章 計画策定の趣旨と背景

1 計画の趣旨

上越市では、「上越市第6次総合計画」に掲げる将来都市像「すこやかなまち～人と地域が輝く上越～」を掲げ、全ての市民が安全かつ快適な生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に平等に参加できるような社会環境の整備を図るとともに、積極的にこれを推進しようとする市民らの意識の高揚を図り、もって誰もが安全・安心で快適に暮らせるまちを目指し、取組を推進しています。

本計画は、平成11年に制定した「上越市人にやさしいまちづくり条例」に基づき、「ユニバーサルデザイン」※の視点も取り入れながら、人にやさしいまちづくりに関する施策を総合的に推進するため、計画を策定するものです。

これからも、「上越市人にやさしいまちづくり条例」の基本理念である、人としての尊厳を保ちながら、自らの意思で行動し、地域で安心して暮らせるまちをつくるために、性別や年齢、障害の有無、国籍や個人の能力、容姿の違いなどに関わらず、誰もがともに支え合い、助け合いながら、意識上の障壁を含むあらゆる障壁のないまちづくりに取り組むという考えの下、人にやさしいまちづくりを一層推進していきます。

※ユニバーサルデザイン

製品や建物、空間などをデザイン（計画・設計）する際、年齢・背格好・身体能力などを問わず、あらゆる人が利用可能なようにデザインしようとする考え方や手法のことを差す。この考え方は、1990年代、米国を中心として急速に広まり、現在では21世紀の超高齢社会において、もっとも重要なデザイン手法であるとみなされている。また、その適用範囲も、建築や福祉機器開発にとどまらず、広く、一般の製品開発や都市計画、公共施設計画、またインターネットなどの情報分野でも、ユニバーサルデザインを取り入れる動きが盛んになっている。「ユニバーサルデザイン」の考え方は、アメリカの建築家で、自身も車いすを利用していた故ロナウド・メイス氏によって提唱されたものと言われており、以下の7原則から構成されている。

ユニバーサルデザインの7原則

- 1 だれでも利用できること（公平性の原則）
- 2 いろいろな方法を自由に選べること（柔軟性の原則）
- 3 使い方が簡単ですぐに分かること（単純性と直感性の原則）
- 4 必要な情報がすぐに理解できること（認知性の原則）
- 5 うっかりミスや危険につながらないデザインであること（安全性の原則）
- 6 無理な姿勢をとることなく、弱い力でも楽に使用できること（効率性の原則）
- 7 近づきやすく、使いやすいサイズ・広さになっていること（快適性の原則）

第6次計画案	第5次計画
2 計画の背景 (1)世界の動き 昭和26（1951）年、北欧のデンマークにおいて社会福祉をめぐる社会理念の一つである「ノーマライゼーション」※の考え方が生まれ、昭和56（1981）年に国連総会が「国際障害者年」を制定したことをきっかけにノーマライゼーションの認識が広まるようになりました。一方、昭和47（1972）年に国連の臨時機関連絡会議において、障害者の社会参加を阻害する物理的・社会的な障壁（バリア）を除外（フリー）するための行動が必要との提案を受け、バリアフリーデザインに関する専門家会議（国連障害者生活環境専門家会議）において、「バリアフリーデザイン」が報告され、バリアフリーという考え方が広がっていきました。 ※ノーマライゼーション 知的障害児の生活環境等の改善運動を発端に考えられた理念。障害のある人や高齢者がほかの人々と等しく生活できる社会・福祉環境の整備、実現を目指す考え方。 (2)国の動き 昭和45（1970）年に障害者基本法が施行され、昭和61(1986)年には、将来の「高齢化社会」を見据えた「長寿社会対策大綱」、平成元(1989)年には「高齢者保健福祉推進10カ年戦略(ゴールドプラン)」が策定されるなど、バリアフリーという考え方が、ノーマライゼーションを実現するための手段であると同時に、障害のある人のみならず、高齢者などにも当てはまるものとして認識され始めました。 平成6(1994)年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」、平成12(2000)年に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」が制定され、まちのバリアフリー化が進められてきました。	2 計画の背景 ○世界の動き 昭和26（1951）年、北欧のデンマークにおいて社会福祉をめぐる社会理念の一つである「ノーマライゼーション」※¹の考え方が生まれ、昭和56（1981）年に国連総会が「国際障害者年」を制定したことをきっかけにノーマライゼーションの認識が広まるようになりました。一方、昭和47（1972）年に国連の臨時機関連絡会議において、障害者の社会参加を阻害する物理的・社会的な障壁（バリア）を除外（フリー）するための行動が必要との提案を受け、バリアフリーデザインに関する専門家会議（国連障害者生活環境専門家会議）において、「バリアフリーデザイン」が報告され、バリアフリー※²という考え方が広がっていきました。 ※1 ノーマライゼーション 知的障害児の生活環境等の改善運動を発端に考えられた理念。障害のある人や高齢者がほかの人々と等しく生活できる社会・福祉環境の整備、実現を目指す考え方。 ※2 バリアフリー 高齢者や障害のある人が、不便を感じないで生活できるまちづくりを目指し、バリア（障害となるもの）を取り除くこと。 ○国内の動き 日本においては、昭和45（1970）年に障害者基本法が施行され、昭和61(1986)年には、将来の「高齢化社会」を見据えた「長寿社会対策大綱」、平成元(1989)年には「高齢者保健福祉推進10カ年戦略(ゴールドプラン)」が策定されるなど、バリアフリーという考え方が、ノーマライゼーションを実現するための手段であると同時に、障害のある人のみならず、高齢者などにも当てはまるものとして認識され始めました。 平成6(1994)年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」、平成12(2000)年に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」が制定され、まちのバリアフリー化が進められてきました。

第 6 次計画案	第 5 次計画
平成17(2005)年に、社会資本整備、公共交通分野におけるユニバーサルデザインの考え方を踏まえた施策展開について「ユニバーサルデザイン政策大綱」が策定されたことを受け、平成18(2006)年には「ハートビル法」と「交通バリアフリー法」を統合・拡充し、駅を中心とした地区や、高齢者、障害のある人などが利用する施設が集まった地区において、重点的かつ一体的に整備を推進することを定めた「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」が施行されました。 2020 年東京オリンピック、パラリンピック競技大会を契機に共生社会の実現に向けた機運の醸成が高まり、平成 29（2017）年に「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」が決定され、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「心のバリアフリー」の考え方が示されると、平成 30（2018）年には、ユニバーサル社会というビジョンを示し、その実現に向けた施策を進める責務を自治体に求めた「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（ユニバーサル社会実現推進法）」がされました。これにより、あらゆる人の社会参画を実現し、誰もが尊重される社会を目指すことが明確になりました。 ユニバーサル社会とは 障害の有無、年齢等にかかわらず、国民一人一人が、社会の対等な構成員として、その尊厳が重んぜられるとともに、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその能力を十分に発揮し、もって国民一人一人が相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する社会 また、心のバリアフリーやユニバーサルデザインの街づくり等の共生社会の実現に向けた施策を推進するため、平成 30（2018）年、令和 2（2020）年に、バリアフリー法が改正されました。	平成17(2005)年に、社会資本整備、公共交通分野におけるユニバーサルデザインの考え方を踏まえた施策展開について「ユニバーサルデザイン政策大綱」が策定されたことを受け、平成18(2006)年には「ハートビル法」と「交通バリアフリー法」を統合・拡充し、駅を中心とした地区や、高齢者、障害のある人などが利用する施設が集まった地区において、重点的かつ一体的に整備を推進することを定めた「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」が施行されました。 近年では、2020 年東京オリンピック、パラリンピック競技大会を契機に共生社会の実現に向けた機運の醸成が高まり、平成 29（2017）年に「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」が決定され、障害の有無等に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「心のバリアフリー」やユニバーサルデザインの街づくりを進めるなど、共生社会の実現に向けた施策を推進するため、令和 2（2020）年にバリアフリー法が改正されました。

第 6 次計画案	第 5 次計画
令和 4（2022）年には「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」が定められ、障害のある人に対する情報面でのバリアを解消する施策の実施が自治体の責務として明示されました。さらに、令和 6（2024）年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（障害者差別解消法）」が定められ、これまでの地方自治体に課されていた障害者に対する合理的配慮の提供義務が、事業者に対しても課せられることになりました。 合理的配慮の提供とは 個々の場面で障害のある人から「社会的なバリアを取り除いてほしい」という意思が示された場合に、その実施に伴う負担が過重でない範囲で、バリアを取り除くために必要かつ合理的な対応をすること。 また、在留外国人の増加を受けて、令和 2（2020）年には総務省の「地域における多文化共生推進プラン」が改訂され、外国人住民と地域住民が繋がり、助け合いながら地域活性化に取り組んでいく多文化共生施策の方向性が示されたところです。その後、令和 8（2026）年には「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」が取りまとめられ、平成 30 年から毎年充実を図りながら改訂してきた「外国人の受入れ・共生のための総合的対応策」に基づく多文化共生の推進に向けた取組に、日本の法律やルールへの遵守に向けた取組が加えられることとなりました。	

第6次計画案	第5次計画
(3)本県の動き 新潟県では、平成3(1991)年に「新潟県における福祉のまちづくり整備指針」を策定し、施設整備のための技術的標準を定め、県民の理解と協力を求めました。平成8(1996)年には「新潟県福祉のまちづくり条例」が制定され、県・市町村・事業者・県民の責務を明確化し、県民総参加による福祉のまちづくりの推進を図ることや、福祉のまちづくりに対する県民の理解の促進を図ることなど施策の基本方針が定められました。また、整備基準として、不特定多数の人が利用する建築物、官公庁庁舎、道路、公園など公共施設においては、高齢者や障害のある人などが安全かつ快適に利用できるための基準に適合した整備を行うこと、一定の規模の公共的施設の新設等に当たっては事前協議を要することなどの規定が設けられました。 平成16(2004)年には、県・市町村・事業者・県民が連携して、ユニバーサルデザインを取り入れていく際の基本的な考え方や方向性などを示した「新潟県ユニバーサルデザイン推進基本指針」が策定され、平成24(2012)年には、ショッピングセンターなどの障害者等用駐車スペースにおいて障害のある方、高齢者、妊産婦の方等で、歩行が困難な方の適正な利用を確保することを狙いとした「新潟県おもいやり駐車場制度」を開始しました。 令和7(2025)年には「新潟県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」が制定され、障害を理由として不当な扱いを受けた場合などの相談窓口や事業者に対する勧告を行う制度が整えられました。また、同年の年の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の改正を受け、令和8(2026)年に新潟県福祉のまちづくり条例施行規則が改正されました。	○新潟県の動き 新潟県では、平成3(1991)年に「新潟県における福祉のまちづくり整備指針」を策定し、施設整備のための技術的標準を定め、県民の理解と協力を求めました。平成8(1996)年には「新潟県福祉のまちづくり条例」が制定され、県・市町村・事業者・県民の責務を明確化し、県民総参加による福祉のまちづくりの推進を図ることや、福祉のまちづくりに対する県民の理解の促進を図ることなど施策の基本方針が定められました。また、整備基準として、不特定多数の人が利用する建築物、官公庁庁舎、道路、公園など公共施設においては、高齢者や障害のある人などが安全かつ快適に利用できるための基準に適合した整備を行うこと、一定の規模の公共的施設の新設等に当たっては事前協議を要することなどの規定が設けられました。 平成16(2004)年には、「新潟県ユニバーサルデザイン推進基本指針」が策定され、県・市町村・事業者・県民が連携して、ユニバーサルデザインを取り入れることとしました。 また、平成24(2012)年1月には、ショッピングセンターなどの障害者等用駐車スペースにおいて障害のある方、高齢者、妊産婦の方等で、歩行が困難な方の適正な利用を確保することを狙いとした「新潟県おもいやり駐車場制度」を開始しました。

第 6 次計画案	第 5 次計画
(4)当市の動き 上越市では、全ての人がお互いに支え合い助け合いながら、あらゆる障壁のないまちづくりに取り組むため、県条例とは別に、平成 11 年 3 月に「上越市人にやさしいまちづくり条例」を制定しました。 この「上越市人にやさしいまちづくり条例」第 7 条に基づき、人にやさしいまちづくりを総合的に推進するため、平成 13 年に策定した第一次計画となる「人にやさしいまちづくり推進計画」に始まり、平成 19 年には「公共建築物ユニバーサルデザイン指針」を策定し、以降、市施設の新築、改修時においては「バリアフリー」から一歩進めた「ユニバーサルデザイン」の視点を取り入れ、ハード面においても、ソフト面においても、全ての人にやさしいまちづくりに取り組んできました。 令和 5(2023)年に策定した「上越市第 7 次総合計画」でも、その基本目標の一つに「誰もが活躍できるまち」を掲げ、ユニバーサルデザインや心のバリアフリーの推進に継続して取り組んでいます。 (5)当市の現状 ①人口及び高齢化率 年齢 3 区分別人口（0～14 歳、15～64 歳、65 歳以上） 出典：国勢調査、令和 12 年以降は国立社会保障・人口問題研究所による推計値 上越市の人口は、近年減少の一途をたどり、令和 7 年 10 月 1 日時点で●人となり、65 歳以上の割合は●%まで増加しています。 国立社会保障・人口問題研究所の推計によると令和 32 年には 127,657 人まで減少する見込みとなっています。令和 7 年以降、65 歳以上の高齢者人口は大きく増加しないものの、15 歳から 64 歳までの労働力人口が 2025 年から 2050 年までの間に●%減少、14 歳以下が●%減少することで、人口に占める高齢者の割合は大きく増加する見込みです（●%→43.9%）。	○上越市の動き 上越市では、全ての人がお互いに支え合い助け合いながら、あらゆる障壁のないまちづくりに取り組むため、県条例とは別に、平成 11 年 3 月に「上越市人にやさしいまちづくり条例」を制定しました。 この「上越市人にやさしいまちづくり条例」第 7 条に基づき、人にやさしいまちづくりを総合的に推進するため、平成 13 年に策定した第一次計画となる「人にやさしいまちづくり推進計画」に始まり、平成 19 年には「公共建築物ユニバーサルデザイン指針」を策定し、以降、市施設の新築、改修時においては「バリアフリー」から一歩進めた「ユニバーサルデザイン」の視点を取り入れ、ハード面においても、ソフト面においても、全ての人にやさしいまちづくりに取り組んできました。 平成 26(2014)年に策定した「上越市第 6 次総合計画」でも、その基本政策の一つに「市民が個性と能力を発揮できるまちの実現」を掲げ、引き続きユニバーサルデザインの推進に取り組んでいます。

第 6 次計画案	第 5 次計画
②障害のある人 障害者手帳所持者数の状況（各年 4 月 1 日時点） 出典：上越市統計要覧 障害者手帳の所持者の総数は近年減少傾向にあり、令和2年から令和7年の5年間で3.3％程度（R2:10,954人→R7:10,604人）減少しています。一方で、同期間に人口が6.1％程度減少していることを鑑みると、相対的には障害のある人は増加しています。また、障害者手帳の種別としては精神障害者保健福祉手帳所持者の増加が顕著で、20％程度増加しています。 ③外国人市民 国籍別外国人市民数（各年12月末日時点） 在留資格別外国人市民数（各年 12 月末日時点） 住民基本台帳を基に多文化共生課で集計 外国人市民の数は近年急速に増加しており、令和 2 年から令和 7 年の 5 年間で 47.5％程度（830 人）増加しています。国籍別ではフィリピン、中国、ベトナムが多く、特にフィリピンだけで外国人市民の 39.0％を占めています。国籍別の増加率としては、フィリピン、ベトナム、インドネシアの増加が顕著です。また、在留資格別では、技術・人文知識・国際業務や特定技能等の就労系資格の増加が顕著であり、これに帯同する家族も増えてきています。	○上越市の動き 上越市では、全ての人がお互いに支え合い助け合いながら、あらゆる障壁のないまちづくりに取り組むため、県条例とは別に、平成 11 年 3 月に「上越市人にやさしいまちづくり条例」を制定しました。 この「上越市人にやさしいまちづくり条例」第 7 条に基づき、人にやさしいまちづくりを総合的に推進するため、平成 13 年に策定した第一次計画となる「人にやさしいまちづくり推進計画」に始まり、平成 19 年には「公共建築物ユニバーサルデザイン指針」を策定し、以降、市施設の新築、改修時には「バリアフリー」から一歩進めた「ユニバーサルデザイン」の視点を取り入れ、ハード面においても、ソフト面においても、全ての人にやさしいまちづくりに取り組んできました。 平成 26(2014)年に策定した「上越市第 6 次総合計画」でも、その基本政策の一つに「市民が個性と能力を発揮できるまちの実現」を掲げ、引き続きユニバーサルデザインの推進に取り組んでいます。

第6次計画案	第5次計画
第2章 推進計画の概要 1 計画の目的 本計画は、高齢者、障害者等をはじめとするすべての市民が安全かつ快適に生活するために必要なあらゆる障壁を取り除く取組（人にやさしいまちづくり）を、市、事業者及び市民が一体となって、みんなで支え合いながら、推進することにより、すべての市民に社会参画の機会が確保された、豊かで暮らしやすい地域社会を形成することを目的としています。 こうした目的を明確にするため、第6次計画においては、「社会参画」、「支え合い」、「安心で快適な生活」という3つの柱を定め、目指す地域社会の実現に向けて、それぞれの観点を踏まえながら各種施策を総合的に推進していきます。 あらゆる障壁とは 市では、人にやさしいまちづくりを進める上での障壁について、その性質に応じて4つに区分して捉えています。 (1)意識上の障壁 自分とは無関係・自分とは違う人という思いやその人の実情を知らずに誤解し偏見を生むなど、無関心と無知による偏見や差別、かわいそうだから・自分より弱い人だからという憐れみと同情の意識は、時に、心ない言葉や人間としての尊厳を傷つける行為に姿を変えます。このような「心の壁」は、たとえ無意識であっても、高齢者や障害のある人、外国人等が社会参加をしようとするときの障壁となります。 (2)制度的障壁 障害があることを理由に資格・免許等を取得できない、点字や外国語などによる試験の対応ができないために入学・就職等ができない、性別により給与・昇進に格差があるなど、制度の不備や古くからの慣行などは「全ての人の参加」を阻む障壁です。	第2章 推進計画の概要 1 計画の目的 ～あらゆる障壁のないまちを目指して～ 「上越市人にやさしいまちづくり条例」では、その前文において、性別や年齢、障害の有無、国籍や個人の能力や容姿の違いなどに関わらず、誰もがともに支え合い、助け合いながら、「あらゆる障壁のないまちづくり」に取り組むことを基本理念として明記しています。 市では、あらゆる障壁を次の4つの障壁に区分し、「取り除くべき障壁」としています。 意識上の障壁 自分とは無関係・自分とは違う人という思いやその人の実情を知らずに誤解し偏見を生むなど、無関心と無知による偏見や差別、かわいそうだから・自分より弱い人だからという憐れみと同情の意識は、時に、心ない言葉や人間としての尊厳を傷つける行為に姿を変えます。このような「心の壁」は、たとえ無意識であっても、高齢者や障害のある人等[※]が社会参加をしようとするときの最大の障壁となります。 制度的障壁 障害があることを理由に資格・免許等を取得できない、点字などによる試験の対応ができないために入学・就職等ができない、性別により給与・昇進に格差があるなど、制度の不備や古くからの慣行などは「全ての人の参加」を阻む障壁です。

第 6 次計画案	第 5 次計画
(3)文化・情報面での障壁 高齢者や障害のある人、子ども、外国人など、情報入手の手段が限られてしまう人たちにとって、文化、情報面での配慮が十分でないと、社会生活を送る上で大きな障壁となります。例えば、音声案内、点字、手話通訳、字幕放送、多言語表記、分かりやすい絵文字やサイン表示がないことや、日本の習慣や日本語を学ぶ機会がないことなどが障壁として考えられます。 (4)物理的障壁 歩道の段差、路上の放置自転車、乗降口に段差があるバスや電車、ホテルやスーパーマーケットなどの出入口の段差、狭く設備が整っていないトイレなど、これらは、車いすの利用者や身体機能の低下した高齢者のみならず、妊産婦やベビーカーを使用している人などにとっても、移動する際の大きな障壁となります。 ※高齢者や障害のある人等（高齢者障害者等） 高齢者、障害者、子ども、妊産婦その他の者で、日常生活及び社会生活を営む上で何らかの配慮を必要とする人。ただし、外見ではわからない障害のある人等も含む。	文化・情報面での障壁 高齢者や障害のある人、子ども、外国人など、情報入手の手段が限られてしまう人たちにとって、音声案内、点字、手話通訳、字幕放送、分かりやすい絵文字やサイン表示がないなど、文化・情報面での配慮が十分でないと、社会生活を送る際に大きな障壁となります。 物理的障壁 歩道の段差、路上の放置自転車、乗降口に段差があるバスや電車、ホテルやスーパーマーケットなどの出入口の段差、狭く設備が整っていないトイレなど、これらは、車いすの利用者や身体機能の低下した高齢者のみならず、妊産婦やベビーカーを使用している人などにとっても、移動する際の大きな障壁となります。 「上越市第5次人にやさしいまちづくり推進計画」では、このような社会における障壁を取り除き、『高齢者や障害のある人、子ども、妊産婦、外国人など、日常生活や社会生活を営む上で何らかの配慮を必要とする人が安全・安心で快適に暮らせること』に重点を置き、それが『誰もが安全・安心で快適に暮らせるまちにつながる』という考えの下、その実現に向け施策を推進していきます。 ※高齢者や障害のある人等（高齢者障害者等） 高齢者、障害者、子供、妊産婦その他の者で、日常生活及び社会生活を営む上で何らかの配慮を必要とする人。ただし、外見ではわからない障害のある人等もいることから、誰でも助けを必要とする。

第6次計画案

2 計画の基本方針

この推進計画では、「上越市人にやさしいまちづくり条例」に基づき、「上越市人にやさしいまちづくり推進会議」の意見を踏まえて、施策を進める上での方向性として次の**3つの柱（基本方針）**と8つの施策の方向性を設定します。

○3つの柱（基本方針）

【社会参加】 地域の中でいきいきと 活躍できる	【支え合い】 互いを思いやり、みんな で繋がり、支え合う	【安全で快適な生活】 快適に暮らせる環境を 整える
-------------------------------	------------------------------------	---------------------------------

○8つの施策の方向性

1 誰もが理解し合えるまちづくり	人にやさしいまちづくりに関する広報活動の充実、教育及び学習の振興に必要な施策の推進（第8条 広報活動の充実等）
2 誰もが学べるまちづくり	学習機会の確保のために必要な施策の推進（第9条 教育環境の整備）
3 誰もが働けるまちづくり	就業機会の確保、職場環境の整備に必要な施策の推進（第10条 就業の機会の確保等）
4 誰もが健康に暮らせるまちづくり	保健・医療・福祉に関するサービスの効果的な提供に必要な施策の推進（第11条 保健・医療・福祉に関するサービスの効果的な提供）
5 誰もが互いに支え合うまちづくり	事業者及び市民、市民活動団体によるボランティア活動に必要な施策の推進（第12条 ボランティア活動の促進）
6 誰もが安心して暮らせるまちづくり	防災、除雪等における情報提供、避難施設等の確保等に必要な施策の推進（第13条 防災上の配慮等）
7 誰もが快適に暮らせるまちづくり	市や事業者による安全かつ快適な利用のための施設や住宅の整備（第16条、第17条、第18条 市の施設・事業者の施設・住宅の整備等）
8 誰もが移動しやすいまちづくり	公共車両等における安全かつ快適な利用のための施策の推進（第19条 公共車両等の整備等）

第5次計画

2 計画の基本方針

この推進計画では、「上越市人にやさしいまちづくり条例」に基づき、「上越市人にやさしいまちづくり推進会議」の意見を踏まえて、次の8つの基本方針を設定しています。

「第5次人にやさしいまちづくり推進計画」の基本方針	「上越市人にやさしいまちづくり条例」に基づいて推進していく施策
1 誰もが理解し合えるまちづくり	人にやさしいまちづくりに関する広報活動の充実、教育及び学習の振興に必要な施策の推進（第8条 広報活動の充実等）
2 誰もが学べるまちづくり	学習機会の確保のために必要な施策の推進（第9条 教育環境の整備）
3 誰もが働けるまちづくり	就業機会の確保、職場環境の整備に必要な施策の推進（第10条 就業の機会の確保等）
4 誰もが健康に暮らせるまちづくり	保健・医療・福祉に関するサービスの効果的な提供に必要な施策の推進（第11条 保健・医療・福祉に関するサービスの効果的な提供）
5 誰もが互いに支え合うまちづくり	事業者及び市民、市民活動団体によるボランティア活動に必要な施策の推進（第12条 ボランティア活動の促進）
6 誰もが安心して暮らせるまちづくり	防災、除雪等における情報提供、避難施設等の確保等に必要な施策の推進（第13条 防災上の配慮等）
7 誰もが快適に暮らせるまちづくり	市や事業者による安全かつ快適な利用のための施設や住宅の整備（第16条、第17条、第18条 市の施設・事業者の施設・住宅の整備等）
8 誰もが移動しやすいまちづくり	公共車両等における安全かつ快適な利用のための施策の推進（第19条 公共車両等の整備等）

第 6 次計画案	第 5 次計画
3 計画の位置付け この推進計画は、「上越市人にやさしいまちづくり条例」第 7 条の規定に基づき策定するもので、あわせて、市の最上位計画である「上越市第 7 次総合計画」の将来都市像である「暮らしやすく、希望あふれるまち 上越」の実現に向け、本計画に関する市の各種個別計画との整合・連携を図りながら、人にやさしいまちづくりを進めていくものです。 4 計画の期間 この推進計画の期間は、令和 9(2027)年度から令和 13(2031)年度までの 5 年間とします。	3 計画の位置付け この推進計画は、「上越市人にやさしいまちづくり条例」第 7 条に基づき策定するもので、あわせて、市の最上位計画である「上越市第 6 次総合計画」の将来都市像である「すこやかなまち～人と地域が輝く上越～」の実現に向け、本計画に関する市の各種個別計画との整合・連携を図りながら、人にやさしいまちづくりを進めていくものです。 4 計画の期間 この推進計画の期間は、令和 4(2022)年度から令和 8(2026)年度までの 5 年間とします。

No.	施策の方向性		カテゴリ	課題	(参考) 具体的な事業の例
	見出し	内容			
1	誰もが理解し合えるまちづくり	人にやさしいまちづくりの考え方を理解し認め合うための広報や教育・学習を推進します。また、日常生活の中で起きた困りごとについての相談窓口や支援体制を整えます。 ①人にやさしいまちづくりの普及啓発 ②社会参画に向けた相談・支援体制の充実	・理念の普及 ・広報	ユニバーサルデザインの考え方を市民一人ひとりが正しく認識し、それぞれの立場で取り組む 意識上の障壁・心の壁を取り除くため、全ての人に正しい情報と理解が広まるように、啓発活動に取り組む	・職員及び教員向け研修の実施 ・ユニバーサルデザインに配慮した広報紙やホームページの作成 (異文化交流事業の実施)
			・相談	相談・支援体制を整備	・各種相談窓口の開設(高齢者、障害者、女性、外国人、消費生活等) ・こどもの虐待、いじめ等の予防・対応
2	誰もが学べるまちづくり	児童・生徒のニーズに応じた支援を推進するとともに、市民の生涯を通じた多様な学びや、スポーツ機会の拡充を推進します。 ①自立・共生を目指す学校教育環境の充実 ②市民の多様な学習・スポーツ機会の充実	・学校教育	子どもの個々のニーズに応じた特別な支援や環境整備を行い、安心して学べる場を提供 低所得世帯の支援など複雑化する家庭環境への配慮が必要となる	・特別な支援を必要とする児童生徒の就学相談 ・教員補助員、介護員などの配置 (外国につながる児童生徒への学習支援)
			・社会教育	社会教育において、ライフサイクルの変化や多様化するニーズを捉え、学びを通じた社会参画の機会を提供	・地区公民館での事業開催 ・図書館における録音図書などの設置 ・外国人向け生活日本語教室の開催
			・スポーツ振興	誰もが生涯にわたりスポーツに親しみ、参加できる機会の充実と環境を整備	・スポーツ教室の開催 ・スポーツ団体の支援
			・雇用	関係機関が連携し、現況に即した雇用対策に取り組む 高齢者、障害のある人等をはじめとした、雇用機会の拡大や新たな雇用分野を開拓 ワークライフバランスへの配慮	・インターンや企業見学の実施を支援 ・障害者合同就職面接会などの開催 ・障害者多数雇用事業者への優遇措置 ・就業・生活支援センターへのジョブサポーターの配置し、就労支援を行う ・ワークライフバランス推進企業への利子補給補助金 ・ワークライフバランス推進企業認定費の補助
3	誰もが働けるまちづくり	誰もが生きがいをもって自分らしく、いきいきと働けるよう、雇用機会の確保と職業能力の向上を図ります。 ①雇用機会の創出 ②職業能力や人材の育成	・雇用 ・理念の普及	事業者等の理解と意識啓発を推進し、職場環境の改善につながるよう働きかける	・障害者雇用の啓発 ・女性活躍、男女の均等な待遇確保など雇用環境改善
			・人材育成	職業訓練等を通じた職業能力の習得や向上、人材の育成支援など、就労につながる施策を推進する	・障害のある人やひとり親家庭への資格取得費用の助成 ・母子・父子自立支援員による就労支援

No.	施策の方向性		カテゴリ	課題	(参考) 具体的な事業の例
	見出し	内容			
4	誰もが健康に暮らせるまちづくり	(1)誰もが健康な生活を送るための健診の推進や保健指導の充実を図ります。 ①健診・保健指導等の推進 (2)誰もが安心して適切な医療が受けられるよう医療体制の充実を図ります。 ①地域医療体制の充実 (3)誰もがすこやかに安心して暮らせるよう各種支援を推進します。 ①高齢者福祉の推進 ②障害者福祉の推進 (4)こどもと家族を真ん中に、子育て支援を推進します。 ①子育て・療育支援の充実	・ 検診	市民に健康づくりに関する正しい知識を普及するとともに、市民の主体的な取組が行われるための環境を整備	・ 妊婦・産婦・新生児への訪問指導、乳幼児健診 ・ 障害のある人と付添い家族を対象とした検診
			・ 医療	機能的な地域医療の運営体制を整備	・ 休日夜間診療所及び各地区の診療所開設 ・ 患者輸送バスの定期運航（特定地域のみ） ・ 医療通訳ボランティアの派遣
			・ 高齢者	介護予防や生きがいづくり・居場所づくりの推進	・ すこやかサロンの開催 ・ シルバー人材センター及び老人クラブへの補助金
				支援が必要な人の見守りなど地域で支える体制整備	(高齢者等見守り支援ネットワーク)
			・ 障害のある人	障害のある人に対して、地域での自立した生活、外出・移動、社会参加に必要な支援を充実	・ 障害のある人へのタクシー利用料金助成 ・ 手話通訳者等の養成・派遣
			・ 子育て	安心して子育てができる環境づくり	・ こどもセンターや子育てひろばの運営 ・ 病児・病後児保育事業 ・ 24時間保育事業 ・ こども発達支援センターにおける相談支援 ・ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
5	誰もが互いに支え合うまちづくり	ボランティア参加、地域活動、市民活動への支援を推進し、人と人のつながりを育む活動の充実を図ります。 ①ボランティア活動や地域での支え合い活動のための環境づくり	・ ボランティア ・ 町内会 ・ 人のつながり	市民が地域や公共の課題の解決に向けて、主体的に取り組むことができるような支援体制の整備	・ 高齢者見守り支援ネットワーク事業、認知症サポーター養成講座
				ボランティアや市民活動等に関心のある人が自主的に活動に参加ができ、支援を受けたい人はサービスを受けられるよう、情報の受発信や相談窓口等の機能の充実	・ NPO・ボランティアセンター、ファミリーサポートセンターの運営
6	誰もが安心して暮らせるまちづくり	(1)防災に関する情報提供や避難時に必要な施策、自助・共助による防災体制の整備を推進します。 ①防災対策や避難支援体制の充実 ②自主防災活動の推進 (2)防犯に関する情報提供や注意喚起、地域ぐるみの防犯活動を推進します。 ①防犯対策の充実 (3)冬期間の安全な通行空間の確保と除雪に必要な施策を推進します。 ①除雪対策の充実	・ 防災	災害についての知識不足や情報入手が困難、自力での避難が困難な人を支援する取組を強化	・ 安全メール、防災行政無線による情報発信やハザードマップの提供
				安心して避難できる避難所の環境づくり	・ 要配慮者に配慮した災害対応計画及び避難体制を整備
				自主防災組織の活動の更なる支援と、町内会の範囲を超えた支援体制の構築	・ 自主防災組織への防災アドバイザーの派遣 ・ 防災士や防災リーダーの養成
			・ 除雪	冬季間、除雪により車両や歩行者の通行空間を確保するほか、集落内の生活道路や住居の除雪を支援する体制整備	・ 除雪の実施（特に通学路、主要生活道路） ・ 雪害時の要援護世帯への安否確認、除雪支援
			・ 防犯	関係者との連携による地域ぐるみの防犯活動を展開	・ 防犯情報の提供及び防犯意識啓発活動 ・ 小学生以下の児童に対する防犯教育

No.	施策の方向性		カテゴリ	課題	(参考) 具体的な事業の例
	見出し	内容			
7	誰もが快適に暮らせるまちづくり	みんなの笑顔があふれ、安全かつ快適に利用できるよう施設整備を推進します。 ①公共施設におけるユニバーサルデザインの推進 ②民間施設におけるユニバーサルデザインの推進 ③誰もが暮らしやすい居住環境の整備	・施設整備	ユニバーサルデザインの視点を意識した、人にやさしい施設の整備に努める	・公共建築物ユニバーサル指針に基づく、市の施設整備 ・県福祉のまちづくり条例に基づく、民間施設整備への指導・助言
			・理念の普及	環境が整っていないくても、人が支援することで利用できるようになるという視点から、あわせて互いの立場に立って互いを思いやる意識を高めていく	・人にやさしいまちづくりや心のバリアフリーの啓発活動（職員及び教員への研修、啓発資料の配布）
			・住宅整備	誰もがいつでも、いくつになっても快適に暮らせる住宅の整備	・高齢者、障害のある人の住宅リフォーム補助金
8	誰もが移動しやすいまちづくり	(1)誰もが安心して移動できるよう地域公共交通の維持・確保に取り組みます。 ①地域公共交通の利便性の向上 (2)誰もが安全かつ快適に移動できるよう歩道・道路整備を推進します。 ①安全・安心な歩道・道路の整備	・公共交通	地域の実情に即した路線バスや鉄道の運行	・バス路線の再編 ・補助金による公共交通の維持確保
				公共交通と各地域で取り組んでいる様々な輸送サービスを活用しながら、目的地に到達できる環境整備と情報提供	・住民が主体となる互助による輸送の取組への支援 ・わかりやすい路線系統表示や時刻表の作成
			・道路	道路機能の維持や更新、安全の確保、防災機能の向上など、利用者が必要とする道路整備の実施	・歩道、道路整備
				誰もが安心して利用できるよう、歩道機能の向上なども含めた整備	・防犯灯、カーブミラーの整備